

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 秋田厚生年金 事案 1187 (事案 646 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 8 月まで  
昭和 58 年 9 月から 59 年 8 月までの期間において、A 市町村にあった B 株式会社 C 営業所に、D 職として勤務した。  
公共職業安定所で社会保険のある会社であることを確認してから勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、「昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの期間又は 58 年 9 月から 59 年 8 月までの期間のいずれかにおいて、E 株式会社に勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、i) 56 年 4 月から同年 12 月までの期間において、同社で厚生年金保険の加入記録が確認できる者は、「申立人と一緒に勤務していた。」と証言していること、ii) 58 年 9 月から 59 年 8 月までの期間において、同社で厚生年金保険の加入記録が確認できる者からは、当該期間に申立人が勤務していたとする証言は得られないこと、iii) 同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者は、雇用保険の加入記録も確認できるものの、申立人は、同社における雇用保険の記録が無いことなどを判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 16 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和 58 年 9 月から 59 年 8 月までの期間について、「B 株式会社 C 営業所に勤務し、D 職をしていた。」と主張しているところ、申立人の妻は、「夫が同社同営業所に勤務していた頃に、

第一子（生年月日は、59年\*月\*日）を出産した。」と述べていること、及び申立人は、同社同営業所での勤務内容等を具体的に記憶していることから、申立人は、申立期間当時、同社同営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B株式会社C営業所の元事務担当者は、「社員は、入社と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入させていた。社員は多くなかったため全員の氏名を記憶しているが、社員の中に申立人はいなかった。当時、臨時社員として働くF職やD職が数人いたので、申立人はその中の一人であったと思われる。しかし、臨時社員は、厚生年金保険及び雇用保険には加入させていなかった。また、臨時社員の給与から保険料を控除することもなかった。」と証言しているところ、申立期間において同社同営業所で厚生年金保険の加入記録がある7人は、その全員が雇用保険に加入していることが確認できるものの、申立人の同社同営業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A市町村の記録から、申立人は、申立期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月頃から33年9月頃まで

昭和31年4月頃に、A都道府県のB事業所の正職員として採用され、住み込みで仕事を行い、その後、C係になった。同事業所では、同僚全員が業務上の別の氏名を使用しており、私はDと名のついていた。

申立期間当時、病気で入院した際、事業所から渡された健康保険証を使用した記憶があるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の証言及び申立人が所持するB事業所内の申立人宛ての封書の消印日から、申立人は申立期間当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E共済組合（当時は、F事業所）では、「B事業所の資料は保管されていないため、申立人の勤務実態等については確認できない。また、正職員であれば共済組合に加入させていたので、加入者台帳を確認したが、申立人の氏名は無かった。正職員以外の職員を厚生年金保険に加入させる場合には、事業所ごとではなく、F事業所で加入させることとしていたが、当時の資料が無いため、B事業所に係る従業員の厚生年金保険の取扱いについては確認できなかった。」と回答している。

また、申立人は、「B事業所では、従業員が12人ぐらい勤務していた。」と述べているものの、同僚の氏名を記憶していないため、同僚から同事業所における厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

さらに、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申

立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中で連絡の取れた 10 人から聴取したものの、この中に B 事業所に勤務していた者は確認できない上、これらの 10 人からは、同事業所に勤務していた職員の厚生年金保険の取扱いについて証言は得られなかった。

加えて、申立人は、「B 事業所に勤務している時に、入院して健康保険証を使った記憶がある。」と述べているものの、申立人は、入院した時期や病院名等について記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける事情は得られなかった。

なお、F 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。